**大阪市の個人情報保護**

**（令和５年度運用状況報告書）**

**大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）**

目　　　次

１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数　・・・　１

２　保有個人情報の開示等請求の状況　・・・・・・・・・　１

３　保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況　・・　１

４　不服申立ての状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

５　審議会答申の状況　・・・・・・・・・・・・・・・・　２

６　制度の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

７　参考資料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

**１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数**［表１参照］

　　個人情報を取り扱う事務の届出（条例第３条）の令和５年度末の届出件数は3,296件となっており、令和５年度中に開始届出された事務18件の増及び廃止届出された事務１件の減により、前年度末（3,279件）と比較して17件（0.5％）増加しています。

　　実施機関（担当所属）別の届出件数としては、区役所が810件（24.6％）と最も多く、次いで福祉局が274件（8.3％）、健康局が201件（6.1％）となっています。

**２　保有個人情報の開示等請求の状況**

 (1)　開示請求

　　　開示請求件数（請求方別）［表２参照］

　　　　開示請求件数は、請求者が実施機関に提出した開示請求書の数で、１枚を１件として算出しています。

　　　　※１件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和５年度の保有個人情報の開示請求件数は全体で321件となっており、前年度（370件）と比較して49件（13.2％）減少しています。

　　　　請求方法別では、窓口での請求が240件（74.8％）、郵送が54件（16.8％）、電子申請が27件（8.4％）となっています。

(2)　訂正請求及び利用停止請求［表３及び表４参照］

それぞれの件数は、請求者が実施機関に提出した請求書の数で、１枚を１件として算出しています。令和５年度の保有個人情報の訂正請求は２件、利用停止請求は２件となっています。

**３　保有個人情報の開示等請求に対する決定等の状況**

 (1)　開示請求

　　ア　決定状況

　　 (ｱ)　年度別の決定状況［表５参照］

　　　　　決定件数は、上記２(1)の開示請求から取下げ等があったものを除く開示請求に対して行った開示決定等の件数を算出しています。

　　　　　※１件の開示請求に対して、複数の開示決定等を行うことがあるため、開示請求の件数と開示決定等の件数は、必ずしも一致しません。

令和５年度の決定件数は全体で378件となっており、前年度（385件）と比較して７件（1.8％）減少しています。

　　 (ｲ)　実施機関（担当所属）別の決定状況［表６及び表７参照］

　　　　　実施機関（担当所属）別の決定件数としては、福祉局が48件（12.7％）と最も多く、次いで、教育委員会事務局が34件（9.0％）、天王寺区役所が33件（8.7％）となっています。これら３つの合計は115件（30.4％）と全体の約３割を占めています。

　　イ　不開示理由別の内訳［表８参照］

　　　　不開示理由としては、「第78条第１項第２号　個人に関する情報」が96件（38.7％）と最も多く、次いで「第78条第１項第７号　事務事業遂行情報」が95件（38.3％）となっています。

　　　　これらの合計は191件（77.0％）であり、第78条第1項第２号及び第７号が不開示理由の半数以上を占めています。

 (2)　訂正請求［表９～11参照］

　　　令和５年度の訂正請求の決定件数は、２件です。

(3)　利用停止請求［表12～14参照］

令和５年度の利用停止請求の決定件数は、２件です。

**４　不服申立ての状況**［表15参照］

　　令和５年度において、大阪市個人情報保護審議会（以下「審議会」といいます。）に新たに諮問があった件数は44件であり、過年度から繰越された諮問306件との合計は350件です。

　　このうち、令和５年度に処理されたものが57件あり、令和５年度末の残諮問件数（令和６年度に繰越される件数）は293件となっています。その内訳は、令和２年度に諮問されたものが161件、令和３年度に諮問されたものが86件、令和４年度に諮問されたものが２件、令和５年度に諮問されたものが44件です。

**５　審議会答申の状況**

　　令和５年度は、審議会から不服申立てに対する答申が29件（答申第181号から第209号まで）出されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは17件、原決定一部取消しと判断されたものは10件、審査請求は却下すべきと判断されたものは１件、原決定一部取消し及び審査請求のうち一部は却下すべきと判断されたものは１件でした。

各答申の内容については、下記URLをご参照ください。

　［大阪市個人情報保護審議会答申の概要］

　　<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000006350.html>

**６　制度の概要**

 (1)　個人情報保護制度の意義と目的

　　　情報処理技術及び電気通信技術の発達と経済のサービス化・ソフト化に伴い、情報の有する価値が飛躍的に高まっており、公的部門・民間部門を問わず、大量の個人情報が収集され、利用されるようになっています。

　　　このような情報化の進展は、市民に各種サービスの向上など多くの利便をもたらす一方で、本人が予期し得ない中で自己情報が収集され、流通し、あるいは不正確で不完全な情報が蓄積され、流通していることに対して市民の不安感が高まっており、また、個人の権利利益に重大な侵害を引き起こす可能性が大きくなっています。

　　　そこで、これらの状況に適切に対処し得る個人情報の保護施策として、個人情報の適切な取扱いなど個人情報の保護に関し必要な措置や事項を定めるとともに、自己に関する個人情報の開示や訂正等を請求する権利を保障することにより、市民の基本的人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることを目的として大阪市の個人情報保護制度が確立されました。

 (2)　個人情報保護制度の成立

　　　本市においては、情報化社会の進展によるプライバシー侵害の危険性の増大や市民のプライバシー意識の高まりなどに対応して昭和62年７月に「大阪市情報公開懇談会」にプライバシー保護に関する事項を調査審議する専門部会を設置し、その審議結果が同年11月に「個人情報の保護についての提言」として取りまとめられ、市長に提出されました。提言では、処理形態、対象部門など個人情報保護の基本的な考え方のほか、本市がコンピュータ処理している情報についての記録、利用、提供のあり方、本人の権利など個人情報保護の具体的方策が示されました。

　　　この提言の趣旨を踏まえ、昭和63年に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を制定・施行し、電子計算機によって処理する個人情報の保護を図ってきました。

　　　しかし、大阪市が保有する個人情報には、電子計算機処理以外にマニュアル処理（手作業処理）に係る個人情報も大量に存在していること、また、民間事業者においても多くの個人情報を保有しており、適切な保護対策が求められていることから、総合的な個人情報保護制度を確立するため、平成６年３月には、市長が大阪市個人情報保護審議会に対し諮問し、同年12月に同審議会から市長に「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が出されました。答申では、総合的な個人情報保護制度の基本的な考え方をはじめ、本市が保有する個人情報の収集、利用、管理に関する保護措置、自己情報の開示、訂正、削除などの請求のほか、民間事業者が保有する個人情報の保護制度などについて、具体的な内容が示されました。

　　　この答申の趣旨を踏まえて、本市では平成７年３月に「大阪市個人情報保護条例」を制定し、同年10月より施行しました。

(3) 個人情報の保護に関する法律の自治体適用

　　　令和５年４月１日より、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）が地方自治体にも適用されることになりました。従前は、個人情報等の定義も、その取扱いに関する基本的ルールも、自治体ごとに条例で定めていましたが、法に基づき全国共通の扱いがなされることとなりました。

　　　これに伴い、令和５年２月に、「大阪市個人情報保護条例」の全部改正により、法が条例に委任した事項や、各自治体における裁量が認められている事項、市会における個人情報の取扱い等を規定した「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、同年４月より施行しました。

|  |  |
| --- | --- |
| 昭和62年11月 | 大阪市情報公開懇談会から「個人情報の保護についての提言」が市長に対して提出される。（マニュアル処理情報については、引き続き検討が必要とされる。） |
| 昭和63年 ４月 | 「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」を施行 |
| 平成 ４年12月～　 ５年 ５月 | 本市における「個人情報保有状況調査（マニュアル処理）」を実施 |
| 平成 ６年 ３月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（本市が保有する個人情報及び民間事業者が保有する個人情報の保護措置を含む総合的な個人情報保護制度のあり方について） |
| 平成 ６年12月 | 同審議会から「総合的な個人情報保護制度のあり方について（答申）」が提出される。 |
| 平成 ７年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例」を公布 |
| 平成 ７年10月 | 同条例を施行（施行と同時に「大阪市電子計算機処理に係る個人情報保護条例」は廃止） |
| 平成12年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例等の一部を改正する条例」による改正（平成12年４月１日施行）（「禁治産者」を「成年被後見人」に改めた。） |
| 平成12年12月 | 「大阪市青少年問題協議会条例等の一部を改正する条例」による改正（平成13年１月６日施行）（「総務庁長官」を「総務大臣」に改めた。） |
| 平成13年 ３月 | 「大阪市公文書公開条例を改正する条例」による改正（平成13年４月１日施行）（大阪市公文書公開条例の改正に伴い、公文書の定義等を改めた。） |
| 平成13年 ４月 | 「大阪市会情報公開条例」による改正（平成13年10月１日施行）（同条例の制定に伴う整備） |
| 平成15年10月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。個人情報の保護に関する法律等個人情報保護関連５法の公布、一部施行を受けたもの。） |
| 平成16年 ５月 | 同審議会から「個人情報保護制度の見直しに関する中間とりまとめ」が公表される。 |
| 平成16年10月 | 同審議会から「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。 |
| 平成17年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成17年４月１日施行）（「個人情報保護制度の見直しについて（答申）」を受けたもの）「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成17年４月１日施行）（「大阪市会議長」が新たに実施機関に加わった。） |
| 平成18年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成18年４月１日施行）（「本市が設立した地方独立行政法人」が新たに実施機関に加わった。） |
| 平成21年 ３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成21年４月１日施行）（統計法の改正に伴う整備） |
| 平成26年12月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成26年12月１日施行）（個人情報保護審議会の権限に属する事項の範囲及び委員の定数を改めるとともに、同審議会に部会を設置することにした。） |
| 同月 | 市長が、大阪市個人情報保護審議会に対し諮問（個人情報保護制度の見直しについて。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の公布、一部施行を受けたもの。） |
| 平成27年３月 | 同審議会から「大阪市個人情報保護制度の見直しについて（答申）」が提出される。 |
| 平成27年10月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成27年10月13日施行）（是正の申出制度を苦情の処理制度に統合した。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例」を公布（平成27年10月13日施行） |
| 平成27年12月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成28年１月１日施行）（個人情報の保護に関する法律の改正に伴う整備） |
| 平成28年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成28年４月１日施行）（行政不服審査法の改正を受けた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の改正等に伴い、大阪市個人情報保護審議会への諮問事項に不作為に係る審査請求を追加するなどした。） |
| 同月 | 「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による個人情報保護条例の改正（平成28年10月３日施行）（農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 平成29年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年４月１日施行。ただし、一部の改正規定は、平成29年５月30日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年４月１日施行。ただし、一部の改正規定は、平成29年５月30日施行。）（地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置などを定めた。） |
| 平成29年９月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成29年９月28日施行。ただし、一部の規定は、平成30年４月１日から施行）（実施機関が個人情報を取り扱う事務を開始しようとするときに市長に届け出なければならない事項、実施機関が事務の目的の範囲を超えてその保有する個人情報を当該実施機関の内部で利用し、又は当該実施機関以外のものに提供することができる場合、実施機関がその保有する個人情報の電子計算機処理を行うときに通信回線による電子計算機の結合を行うことができる場合等を改めた。） |
| 平成30年３月 | 「大阪市交通事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市個人情報保護条例及び大阪市特定個人情報保護条例の改正（平成30年４月１日施行）（交通事業の廃止に伴う整備） |
| 平成31年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成31年４月１日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（平成31年４月１日施行）（「公立大学法人大阪」及び「地方独立行政法人大阪市博物館機構」が新たに実施機関に加わった。） |
| 令和３年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年４月１日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。） |
| 同月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年４月１日施行）（「地方独立行政法人天王寺動物園」が新たに実施機関に加わるなどした。） |
| 令和３年10月 | 「大阪市特定個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和３年10月５日施行）（保有特定個人情報の訂正を行った場合の通知先を改めるなどした。） |
| 令和４年３月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和４年４月１日施行）（市長が行う調査、勧告又は公表の対象としない事業者による個人情報の提供行為の範囲を改めるなどした。） |
| 同月 | 「本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う関係条例の整備に関する条例」による大阪市特定個人情報保護条例の改正（令和４年４月１日施行）（本市が設置する高等学校等の大阪府への移管等に伴う整備） |
| 令和５年２月 | 「大阪市個人情報保護条例の一部を改正する条例」による改正（令和５年４月１日施行）（個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めるとともに、実施機関又は大阪市会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるなどした。） |

 (3)　個人情報保護制度の基本原則

　　　法第３条は、個人情報がプライバシーを含む個人の人格と密接な関連を有するものであり、個人が「個人として尊重される」ことを定めた憲法第13条の下、慎重に取り扱われるべきことを示すとともに、個人情報を取り扱う者は、その目的や態様を問わず、このような個人情報の性格と重要性を十分認識し、その適正な取扱いを図らなければならないとの基本理念を示しています。

行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者等の個人情報等を取り扱う各主体においては、この基本理念を十分に踏まえるとともに、官民や地域の枠又は国境を越えた政策や事業活動等において、法の目的を実現するため、個人情報の保護及び適正かつ効果的な活用の促進に取り組む必要があります。

 (4)　個人情報保護制度の主な内容

　　ア　実施機関（法第２条第11項第２号、条例第２条第２項第１号）

　　　　法に基づき個人情報保護制度を実施する本市の機関は、次のとおりです。

　　　　市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者及び消防長並びに地方独立行政法人大阪市民病院機構、地方独立行政法人大阪市博物館機構及び地方独立行政法人天王寺動物園

　　　　なお、大阪市会議長は、条例に基づき、個人情報保護制度を実施します。

　　イ　対象となる個人情報（法第２条第１項）

生存する個人に関する情報であって、次のいずれかに該当するものです。

(ｱ) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第２号において同じ。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(ｲ) 個人識別符号が含まれるもの

　　ウ　地方公共団体の責務（法第５条）

　　　　地方公共団体は、法の趣旨にのっとり、国の施策との整合性に配慮しつつ、その地方公共団体の区域の特性に応じて、地方公共団体の機関、地方独立行政法人及び当該区域内の事業者等による個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有します。

　　エ　個人情報の適正な取扱い

　　 (ｱ)　保有の制限等（法第61条）

　　　　Ａ　個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含みます。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければなりません。

　　　　Ｂ　上記Ａにより特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはなりません。

　　　　Ｃ　利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはなりません。

　　 (ｲ)　利用目的の明示（法第62条）

　　　　　本人から直接書面（電磁的記録を含みます｡）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、原則として、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

　　 (ｳ)　不適正な利用の禁止（法第63条）

　　　　　違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはなりません。

　　 (ｴ)　適正な取得（法第64条）

　　　　　偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはなりません。

　　 (ｵ)　正確性の確保（法第65条）

　　　　　利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければなりません。

　　 (ｶ)　安全管理措置（法第66条）

　　　　　保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなりません。なお、この義務は、実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者が当該委託を受けた業務を行う場合や指定管理者が公の施設の管理の業務を行う場合等にも負うことになります。

　　 (ｷ)　利用及び提供の制限（法第69条）

　　　　　法令に基づく場合を除き、次に掲げる場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはなりません。ただし、次に掲げる場合であっても、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することはできません。

Ａ　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき

Ｂ　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

Ｃ　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき

Ｄ　Ａ～Ｃに掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき

　　 (ｸ)　事務の届出、目録の閲覧（条例第３条）

　　　　　個人情報を取り扱う事務の開始、変更又は廃止に際して、実施機関及び大阪市会議長による市長への事前の届出を義務付けるとともに、届出事項を記載した目録を作成し、一般の閲覧に供することを定めています。

　　 (ｹ)　個人情報ファイルの保有等に関する事前通知（条例第４条、第５条）

　　　　　実施機関が個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）に、あらかじめ、市長に対して通知することとしています。これについては、市会が市会個人情報ファイルを保有しようとするとき（通知した事項を変更しようとするときも同じです。）も同様です。

　　 (ｺ)　審議会への報告等（条例第65条）

実施機関及び大阪市会議長は、個人情報の目的外利用、電子計算機処理の開始、存否応答拒否等を行う場合には、あらかじめその旨を市長に届け出るとともに、その実施状況を取りまとめて、毎年度、審議会に報告します。報告を受けた審議会は、それに対し、意見を述べることができます。

　　オ　自己に関する保有個人情報の開示等請求

以下については、法が適用される実施機関を前提に記載していますが、大阪市会議長に関しても、同様の制度が条例に規定されています。

 (ｱ)　開示請求権（法第76条）

　　　　　何人も行政機関等の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。また、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって上記の開示を請求することができます。開示請求は、市民相談室（市役所本庁舎１階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

　　 (ｲ)　開示請求に対する決定（条例第７条、第８条）

　　　　Ａ　開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該保有個人情報の開示又は不開示を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。

　　　　　　ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

　　　　Ｂ　開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該保有個人情報のうち相当の部分につき44日以内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすることができます。

　　 (ｳ)　保有個人情報の開示義務（法第78条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報が含まれている場合を除き、開示しなければなりません。

　　　　Ａ　開示請求者等の生命等を害するおそれがある情報

　　　　Ｂ　開示請求者以外の個人に関する情報

　　　　Ｃ　法人等情報

　　　　Ⅾ　審議・検討等情報

　　　　Ｅ　事務事業遂行情報

　　 (ｴ)　裁量的開示と存否応答拒否（法第80条、第81条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、裁量的に当該保有個人情報を開示することができるとともに（裁量的開示）、開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

　　 (ｵ)　第三者保護の手続（法第86条）

　　　　　開示請求に係る保有個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

　　 (ｶ)　訂正請求権（法第90条から第97条まで、条例第９条第１項）

　　　　　何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含みます｡）を請求することができます。訂正請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

　　　　　実施機関は、当該訂正請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の訂正を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます｡）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

　　 (ｷ)　利用停止請求権（法第98条から第103条まで、条例第９条第１項）

　　　　　何人も、自己を本人とする保有個人情報が、利用目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、違法若しくは不当な行為を助長し、若しくは誘発するおそれがある方法により利用されているとき、偽りその他不正の手段により取得されているとき又は所定の事由に該当しないにもかかわらず利用目的以外の目的のために利用され、若しくは提供されていると思料するときは、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下あわせて「利用停止」という。）を請求することができます。利用停止請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎１階）、郵便又は行政オンラインシステムにて受け付けています。

　　　　　実施機関は、当該利用停止請求があった日の翌日から起算して30日以内に当該保有個人情報の利用停止を行う旨又は行わない旨（請求を拒否するとき及び請求に係る保有個人情報を保有していないときを含みます。）を決定し、請求者に対し書面により通知しなければなりません。また、開示請求と同様に決定期間の延長や期限の特例について定めています。

　　カ　審査請求（法第105条、条例第55条）

　　　　開示決定等について審査請求があったときは、大阪市個人情報保護審議会に諮問しなければなりません。

　　キ　費用負担（条例第60条、第63条）

　　　　保有個人情報の開示請求等に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が、保有個人情報が記録されている公文書の写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。大阪市個人情報保護審議会に提出された意見書又は資料の写しの交付についても、交付を受ける者が、当該写しの作成及び送付（郵便料金）に要する費用を負担します。

　　ク　罰則（条例第74条から第80条まで）

　　　　実施機関の職員及び受託業務の従事者等による、保有個人情報の不正提供・盗用に対する罰則又は実施機関の職員による職権を濫用した個人の秘密に属する事項が記録された文書等の収集等に対する罰則が定められています。

ケ　特定個人情報保護評価（特定個人情報保護条例第４条）

　 　　実施機関は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則に定める必要な見直しを行ったときは、当該評価書に記載された特定個人情報ファイルの取扱いについて、大阪市個人情報保護審議会の意見を聴かなければなりません。

コ　行政機関等匿名加工情報に係る提案募集（法第111条、第112条、条例第66条）

令和５年度は593件の個人情報ファイル簿について作成及び公表を行い、そのうち187件について令和６年２月28日から令和６年３月28日まで提案募集を行いました。

上記の提案募集に対し、１件の提案がありました。

提案を受けて行政機関等匿名加工情報を作成した場合にあっては、当該行政機関等匿名加工情報の作成状況を取りまとめて、毎年度、審議会に報告しなければなりません。

**７　参考資料**

**表１　実施機関別個人情報を取り扱う事務の届出件数**



**表２　開示請求件数（請求方法別）** 

**表３　訂正請求件数（請求方法別）**



**表４　利用停止請求件数（請求方法別）**



**表５　年度別の決定状況（開示請求）**



**表６　令和５年度実施機関別決定状況（開示請求）**



**表７　年度別・実施機関別決定件数（開示請求）**



**表８　年度別不開示理由件数**





**表９　年度別の決定状況（訂正請求）**



**表10　令和５年度実施機関別決定状況（訂正請求）**



**表11　年度別・実施機関別決定件数（訂正請求）**



**表12　年度別の決定状況（利用停止請求）**



**表13　令和５年度実施機関別決定状況（利用停止請求）**



**表14　年度別・実施機関別決定件数（利用停止請求）**



**表15-1　不服申立ての状況**



**表15-2　令和５年度末残諮問件数の諮問年度別内訳**

